

議案第 27 号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 債権の名称

市営住宅使用料及び合併浄化槽維持管理費

2 債 務 者

兵庫県神戸市北区八多町●●●●●●●●●●  
●● ●●

3 債 権 金 額

1, 711, 050 円

(内訳) 市営住宅使用料 1, 452, 600 円

合併浄化槽維持管理費 258, 450 円

4 放棄の理由

上記債務者は、家賃等の滞納による建物明渡等請求訴訟の後退去しており、当該訴訟の確定判決に係る消滅時効の期間が満了していること及び生活保護を受給していることから、債権の回収が見込めないため。

議案第28号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 債権の名称

市営住宅使用料

2 債務者

兵庫県神戸市北区花山東町●●●●●●●●●●  
●● ●

3 債権金額

1,065,900円

4 放棄の理由

上記の債務者は、家賃等の滞納による建物明渡等請求訴訟の後退去しており、当該訴訟の確定判決に係る消滅時効の期間が満了していること及び居所不明であることから、債権の回収が見込めないため。